

現 行	改正後
<p>Ⅱ－３－１－３ 組織犯罪等への対応</p>	<p>Ⅱ－３－１－３ 組織犯罪等への対応</p>
<p>Ⅱ－３－１－３－１ 取引時確認等の措置</p>	<p>Ⅱ－３－１－３－１ 取引時確認等の措置</p>
<p>Ⅱ－３－１－３－１－１ 意義</p>	<p>Ⅱ－３－１－３－１－１ 意義</p>
<p>（１）（略）</p>	<p>（１）（略）</p>
<p>（２）「犯収法」制定の経緯</p>	<p>（２）「犯収法」制定・改正の経緯等</p>
<p>①～⑤ （略）</p>	<p>①～⑤ （略）</p>
<p>⑥ その後、最近のマネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策やF A T F 勧告に基づく対策の一層の強化を図る観点から、取引時の確認事項の追加並びに取引時確認及び疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための体制の整備等を定めた改正犯収法が平成 25 年 4 月から施行された。さらに、平成 26 年 11 月には、疑わしい取引の届出に関する判断の方法や上記体制整備の拡充等を定めた改正犯収法が成立し、平成 28 年 10 月から施行された。</p>	<p>⑥ その後、最近のマネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策やF A T F 勧告に基づく対策の一層の強化を図る観点から、取引時の確認事項の追加並びに取引時確認及び疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための体制の整備等を定めた改正犯収法が平成 25 年 4 月から施行された。さらに、平成 26 年 11 月には、疑わしい取引の届出に関する判断の方法や上記体制整備の拡充等を定めた改正犯収法が成立し、平成 28 年 10 月から施行された。</p> <p><u>また、金融庁においては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（平成 30 年 2 月金融庁。以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）を策定し、各金融機関において本ガイドラインの趣旨を踏まえた実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）リスク管理態勢を構築・維持することを求めている。</u></p>
<p>（３）・（４） （略）</p>	<p>（３）・（４） （略）</p>
<p>Ⅱ－３－１－３－１－２ 主な着眼点</p>	<p>Ⅱ－３－１－３－１－２ 主な着眼点</p>
<p>組合の業務に関して、<u>取引時確認等の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</u></p>	<p>組合の業務に関して、<u>取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含むマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める措置を的確に実施し、マネロン・テロ資金供与、貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利</u></p>

現 行	改正後
<p>(注) 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 取引時確認等の措置を的確に行うための<u>法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u></p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備にあたっては、以下の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>① <u>管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、適切な者を犯収法第 11 条第 3 号に規定する統括管理者として選任・配置すること。</u></p> <p>② <u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。</u></p> <p>イ. 犯収法第 3 条第 3 項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、利用者属性等の観点から、自らが行う取引が<u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）</u>を作成し、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 犯収法第 4 条第 2 項前段に定める厳格な利用者管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第 5 条に定める利用者管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外</p>	<p>用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>(注 1) 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</p> <p>(注 2) <u>リスクベース・アプローチとは、自己のマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</u></p> <p>(1) 取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに<u>定める措置を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u></p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備にあたっては、以下の措置を講じているか。</p> <p>① 管理職レベルの<u>マネロン・テロ資金供与対策のコンプライアンス担当者など、適切な者を犯収法第 11 条第 3 号に規定する統括管理者として選任・配置すること。</u></p> <p>② <u>マネロン・テロ資金供与等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。</u></p> <p>イ. 犯収法第 3 条第 3 項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、利用者属性等の観点から、自らが行う取引が<u>マネロン・テロ資金供与等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）</u>を作成し、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 犯収法第 4 条第 2 項前段に定める厳格な利用者管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第 5 条に定める利用者管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外</p>

現 行	改正後
<p>の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引（以下「高リスク取引」という。）を行う際には、当該取引を行うことについて統括管理者が承認を行い、また、当該取引について情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。</p> <p>③～⑥ （略）</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（4） コルレス契約について、犯収法第9条及び第11条並びに犯収法施行規則第28条及び第32条に基づき、以下の態勢が整備されているか。</p> <p>（注）犯収法第9条の「外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託又は受託する旨の契約（コルレス契約）をいう。</p> <p>① コルレス先の顧客基盤、業務内容、<u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング</u>を防止するための態勢整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督態勢等について情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断するよう努めているか。</p> <p>② コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にするよう努めているか。</p> <p>③ コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認することとしているか。また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断することとしているか。</p>	<p>の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してマネロン・テロ資金供与等の危険性の程度が高いと認められる取引（以下「高リスク取引」という。）を行う際には、当該取引を行うことについて統括管理者が承認を行い、また、当該取引について情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。</p> <p>③～⑥ （略）</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（4） コルレス契約について、犯収法第9条及び第11条、犯収法施行規則第28条及び第32条並びにマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下の態勢が整備されているか。</p> <p>（注）犯収法第9条の「外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託又は受託する旨の契約（コルレス契約）をいう。</p> <p>① コルレス先の顧客基盤、業務内容、<u>マネロン・テロ資金供与</u>を防止するための態勢整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督態勢等について情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断すること。</p> <p>② コルレス先とのマネロン・テロ資金供与の防止に関する責任分担について文書化する等して明確にすること。</p> <p>③ コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認すること。また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断すること。</p>

現 行	改正後
<p>(5) ~ (8) (略)</p> <p>II-3-1-3-1-3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書、盗難通帳に係る犯罪発生報告書等により、<u>上記(1)から(8)までの着眼点等に照らして取引時確認等の措置の確実な履行、盗難通帳・偽造印鑑等による貯金の不正払戻しを防止するための措置</u>、又は犯罪利用貯金口座の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、水協法第123条の2に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、又は犯罪利用貯金口座であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに取引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、水協法第124条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>（参考） ・「預貯金者保護法に係る全銀協自主ルール等への対応について」 （平成20年5月8日：JFマリンバンク）</p> <p>（以下略）</p>	<p>(5) ~ (8) (略)</p> <p>II-3-1-3-1-3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書、盗難通帳に係る犯罪発生報告書等により、<u>上記(1)から(8)まで及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める着眼点等に照らして取引時確認等の措置の確実な履行、同ガイドラインに定める措置、盗難通帳・偽造印鑑等による貯金の不正払戻しを防止するための措置</u>、又は犯罪利用貯金口座の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、水協法第123条の2に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、又は犯罪利用貯金口座であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに取引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、水協法第124条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>（参考） ・「預貯金者保護法に係る全銀協自主ルール等への対応について」 （平成20年5月8日：JFマリンバンク）</p> <p>（以下略）</p>